

館山市清掃センター
長寿命化総合計画策定業務委託
仕様書

令和元年6月

館山市

目 次

第1章 共通仕様書	1
1. 業務の名称	1
2. 業務の目的	1
3. 委託期間	1
4. 業務の範囲	1
5. 仕様書の適用	1
6. 関係法令等の遵守	1
7. 使用する主な図書及び法令、基準、指針	1
8. 中立性の義務と秘密保持	1
9. 書類の提出	2
10. 関係官公庁等との協議	2
11. 業務内容の変更、停止	2
12. 管理技術者等	2
13. 資料の貸与	3
14. 打合せ及び議事録	3
15. 疑義の解釈	3
16. 成果品の審査	3
17. 引渡し	3
18. 成果品	3
第2章 特記仕様書	4
1. 長寿命化計画総合計画	4

第1章 共通仕様書

1. 業務の名称

本業務は「館山市清掃センター長寿命化総合計画策定業務委託」と称する。

2. 業務の目的

本市（以下、「甲」という。）は、館山市清掃センターにおいて、ストックマネジメントの考え方をを用い、日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備、定期の延命化対策を実施することにより、施設の延命化、財政の支出の削減を図ることを目的として、長寿命化総合計画を策定するものである。

3. 委託期間

契約締結の日から令和2年3月25日までとする。

4. 業務の範囲

本業務の範囲は、館山市清掃センター長寿命化総合計画を策定するものである。

5. 仕様書の適用

本業務は、本仕様書（共通仕様書及び特記仕様書）に従い実施するものとする。なお、本仕様書に定めのないもので業務上必要と思われる事項については、甲と協議の上これを定めるものとする。

6. 関係法令等の遵守

本業務を実施するに際し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ関連する法令、規格等を遵守するものとする。

7. 使用する主な図書及び法令、基準、指針

次に示す主な図書及び法令、基準、指針等を遵守して本業務を実施する。

- ・廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編） 環境省
- ・廃棄物処理施設の基幹的整備改良マニュアル 環境省
- ・その他甲が必要と認める図書等

8. 中立性の義務と秘密保持

受託者（以下、「乙」という。）は、コンサルタントとして中立性を厳守するとともに、本業務の遂行上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

9. 書類の提出

本業務の着手及び完了にあたっては、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手時 ① 着手届 ② 工程表 ③ 管理技術者届
- (2) 完了時 ① 完了届 ② 納品書

10. 関係官公庁等との協議

甲が関係官公庁等との協議を必要とする場合、乙は誠意をもってこれにあたるものとする。

11. 業務内容の変更、停止

本仕様書の内容についての変更は認めないものとする。

ただし、甲が必要と認めた時は、業務の変更もしくは停止を命じることができる。この場合の変更については、甲、乙協議の上、契約金額を増減する。

12. 管理技術者等

乙は、下記に示す技術者を配置するものとする。

(1) 管理技術者

乙は、管理技術者を配置し、秩序正しく業務を行うものとする。また、成果品等の内容を確認・管理する照査技術者を配置するものとする。

管理技術者は下記要件を全て満たす者とする。

- ① 技術士法で定める技術士（総合技術監理部門又は衛生工学部門の廃棄物管理）の資格を有する者。
- ② 本業務と同種業務（長寿命化総合計画（または長寿命計画）策定業務）を過去10年以内（平成21年度から平成30年度の受注業務）に1件以上、管理技術者として実施した経験を有する者。
- ③ 本業務受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（本業務契約時点で雇用契約が6ヶ月以上経過していること）にある者。

(2) 照査技術者

乙は、成果品等の内容を確認・管理する照査技術者を配置するものとする。

照査技術者は下記要件を全て満たす者とする。

- ① 技術士法で定める技術士（総合技術監理部門又は衛生工学部門の廃棄物管理）の資格を有する者。
- ② 本業務受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（本業務契約時点で雇用契約が6ヶ月以上経過していること）にある者。

(3) 建築技術者

乙は、建築技術者を配置し、打合せ・協議等に毎回参加させるものとする。

建築技術者は下記要件を全て満たす者とする。

- ① 建築士法に基づく一級建築士の資格を有する者。
- ② 本業務と同種業務（長寿命化総合計画（または長寿命計画）策定業務）を過去10年以内（平成21年度から平成30年度の受注業務）に1件以上、実施した経験を有する者。
- ③ 本業務受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（本業務契約時点で雇用契約が6ヶ月以上経過していること）にある者。

13. 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料のうち、甲が所有し、貸出可能な資料は所定の手続きを経て貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成のうえ甲に提出し、注意深く保管しなければならない。また、貸与を受けた資料が不要となったときは、速やかに返却しなければならない。

14. 打合せ及び議事録

乙は打合せ及び協議の都度、その内容を記録した打合せ議事録を作成し、甲に提出して承認を受けなければならない。なお、配置する技術者及び照査技術者は必ず打合せ及び協議に出席するものとする。

15. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、自己解釈することなく甲に照会し、甲の意向を十分に理解し、業務を遂行するものとする。

16. 成果品の審査

乙は、業務完了時に甲の審査を受けなければならない。その結果訂正を指示されたものについては速やかに訂正しなければならない。

17. 引渡し

成果品の審査に合格後、成果品を一式納品し業務の完了とする。

18. 成果品

成果品として以下のものを納品するものとする。

- | | | | |
|-----------------------|------------------|--------|----|
| (1) 館山市清掃センター長寿命化総合計画 | (くるみ製本またはファイル綴じ) | A4判 | 5部 |
| (2) 同上 | 電子データ (pdf形式) | (CD-R) | 1式 |

第2章 特記仕様書

1. 長寿命化計画総合計画

本業務の実施に当たっては、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」（平成27年3月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）及び「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル第1編ごみ焼却施設」（平成30年3月改訂 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）によるものとする。

また、本施設を設計・施工した日立造船株式会社と十分に協議・調整を行い、本業務の遂行に必要な性能水準関連や概算事業費等を取得し検討を行うこと。

(1) 維持補修履歴の整理

1) 施設の概要

施設の名称、施設所管、所在地、施設規模、建設年度、設計・施工業者、処理方式、処理工程等を簡潔に整理する。

2) 維持補修履歴の整理

長寿命化総合計画の基礎情報として、補修・整備履歴、排ガス高度処理施設・灰固形化施設整備工事のデータ等を整理する。

(2) 施設保全計画の作成

1) 主要設備・機器リストの作成

施設を構成する設備・機器の重要性を勘案しつつ、長寿命化総合計画を立案する際に計画の対象となる重要性の高い設備・機器リストの作成を行う。

2) 廃棄物処理施設の被害状況

各主要設備・機器に対してその重要性等を踏まえて適切な保全方式を選定する。

3) 機能診断手法の検討

劣化予測・故障対策を的確に行うため、主要な設備機器について、必要な機能診断調査手法を検討する。

4) 機器別管理基準の作成

主要設備・機器の補修・整備履歴、故障データ、劣化パターン等から各設備・機器の診断項目、保全方式、管理基準等を盛り込んだ機器別管理基準の作成を行う。

5) 健全度の評価、劣化の予想、整備スケジュールの検討

本市が実施した機能診断調査、各種点検において蓄積された最新の設備・機器の状態をもとに、各設備・機器の健全度の評価、劣化の予想、整備スケジュールの検討を行う。

(3) 延命化計画の作成

1) 延命化の目標

①将来計画の整理

延命化の目標年数の設定や延命化の効果を検討するにあたり、関連する諸計画や諸条件を整理する。

②延命化の目標年数の設定

将来計画で整理した諸条件を踏まえて、延命化の目標年数を設定する。

③延命化に向けた検討課題や留意点の抽出

整理した諸条件や延命化の目標年数などを踏まえ、延命化に向けて検討すべき課題や留意点を抽出・整理する。

④目標とする性能水準の設定

整理した諸条件や検討課題・留意点、関係者の見解や意見などを踏まえ、延命化を行う上で目標とする性能水準を設定する。

⑤性能水準達成に必要となる改良範囲の抽出

性能水準を達成するために必要となる改良項目や改良する設備・機器の範囲を抽出する。

2) 延命化への対応

①延命化工事の実施時期の検討

延命化の目標において整理された検討課題や留意点、改良範囲などの情報をもとに、延命化工事の効率的かつ効果的な実施時期の検討を行なう。

②工事の基本的条件の整理

延命化工事の実施時期等を踏まえ、工事の基本的条件を整理する。

3) 延命化の効果

延命化の効果を明らかにするため、「延命化を行なう場合」と延命化対策を実施しないで「施設更新する場合」に分け、それぞれの廃棄物処理LCCを算出して定量的に比較する。また、必要に応じて定性的な比較を行い、これらの比較結果をもとに延命化の効果についてまとめる。

4) 延命対策による二酸化炭素排出量削減効果

延命化に合わせて、二酸化炭素削減対策を実施する場合（対策後）と、延命化対策前のそれぞれの二酸化炭素排出量を算出し、延命化対策実施による二酸化炭素排出量削減効果を検討する。

5) 延命化計画のまとめ

延命化工事の実施に向け、延命化計画の内容について以下の項目をまとめる。

①延命化工事の内容

今後実施する延命化工事の具体的工事内容（実施内容）を検討するにあたり、工事概要、改良点、効果等についてまとめる。

②延命化工事を踏まえた整備スケジュールの見直し

延命化工事を実施するに当たり、整備スケジュールを含め施設保全計画に反映を行う。

③延命化工事のその他の添付書類

延命化工事の概略仕様、配置図等の工事内容がイメージできる簡易な資料図書を作成する。

6) 地域単位の総合的な調整の検討

施設の延命化にあたって、施設更新時の地域における他の施設と計画的に集約化を図る観点から、施設単位だけではなく、地域単位や災害時の対応力の強化に関する観点からの整理を行うものとする。